

12世紀における証書の作成と政治戦略

—— マインツの聖ペーター聖堂参事会を事例として ——

小山 寛 之

はじめに

12世紀以降、西欧各地で権利証明の手段として、特定の形式・手順に基づいて書かれた証書 *Urkunde* が大量に発行されるようになった。しかし、注意しなければならないのは、当時、証書作成を担当する尚書局 *Kanzlei* の機能がまだ不十分だったことである。それゆえ、12世紀の証書研究およびその解釈には、非常に多くの困難が伴っている。当然ながら、その証書が真書なのか、それとも偽書なのかどうかを見極める作業が必要になる。また、たとえ真書であったとしても、証書は発給者側ではなく、受給者側によって作成される場合 *Empfängerausfertigung* があった。さらに言えば、証書の作成自体が、発給者と受給者の共同でなされることも頻繁にあった。その場合、本来、証書を付与したはずの発給者側がその作成にほとんど関与せず、受給者側の意向に依存していた可能性も考えなければならない。

また、証書に記された日付・場所に、発給者または一部の証人がいなかった。証書を他の史料と比較検討した結果、このような例が出てくる場合もある。しかし、それが恣意的誤り、もしくは意図的改竄を意味するのかどうかを判別することは極めて難しい。なぜなら、そもそも当時の証書に記載された日付は、書かれた内容の法的確認 *Actum* が行われた時期、もしくは文書として発給 *Datum* された時期の二通りの可能性があった。そして、双方の間に時間的ずれが発生し、発給者および証人がどちらか一方にだけ関与していた可能性も考慮しなければならない⁽¹⁾。いずれにせよ、中世における証書作成は、日付と発給者・証人の記載に関して、ある程度、恣意的な操作が許容されるような状況にあったため、その解釈には慎重を要する。

簡潔に言えば、12世紀に発給された証書の作成過程には、不明な点が非常に多い。したがって、本稿では史料解釈上、証書の内容だけでなく、証書作成の背景を解明することに重点をおきたい。そのために、証書の書体・文体・内容などの史料批判を通じて導き出される古文書学 *Diplomatik* の研究成果を、積極的に利用していく。

I. マインツ史研究の現状と課題

本稿でとりあげる証書史料は、ドイツのライン川中流域に位置する都市マインツに関わる証書

である。マインツは12世紀の証書研究を行うにあたって、極めて恵まれた状況にある。なぜなら、P・アハトがドイツ国内・ヨーロッパ諸国を訪問して、12世紀のマインツ史に関する史料を収集し、それを1968年に『マインツ文書集第2巻第1部』⁽²⁾、1971年に『第2巻第2部』⁽³⁾として公刊しているからである。さらに、この二冊の文書集に収録された個々の史料には、書体・文体・証人欄などの分析によって得られた詳細な史料批判 Vorbemerkung が付されている。ドイツ地域史という分野において、このような詳細な史料批判を備えた文書集が発刊されている例は、いまだ少ない。それゆえ、他の地域と比べてマインツの場合、古文書学的成果を十分に応用して、12世紀の証書史料を分析できる環境にあるといえよう。

しかしながら、『マインツ文書集第2巻』(以下、『マインツ文書集』)の存在にもかかわらず、少なくとも12世紀後期に関するマインツ史研究の状況は、文書集が刊行された1970年代以降、あまり進展していない。その原因は、まさにこの1970年代に、マインツ中世史研究における最も重要な業績が、次々に現れたという事実と深く関係している。たとえば、W・シェンターク⁽⁴⁾とS・エーリング⁽⁵⁾は12世紀後期に発給された膨大な量の証書史料を用い、諸マインツ大司教の人物像およびその政策内容を明らかにした。そして、当然ながら、その研究においては、『マインツ文書集』の証書史料が大量に引用されていた。しかし問題なのは、彼らが実際にこの文書集を十分に利用していたわけではなかったことである。すでに両者が告白しているが、『マインツ文書集』、とりわけ1176年から1200年までの史料を収録した第2部の刊行が遅れたため、彼らは引用した史料にあわせて、後から文書集の出典箇所を書き加えただけであった⁽⁶⁾。したがって、その研究成果には、『マインツ文書集』に記された詳細な史料批判の成果が、ほとんど反映されていない。さらに、1970年代に都市史では、中世マインツ史研究の最高到達点とみなされたL・ファルク⁽⁷⁾やD・デーメント⁽⁸⁾の著作が公刊されたが、彼らの研究においても12世紀後期の記述に関しては、同様の問題が散見される。それにもかかわらず、12世紀後期のマインツ史、とりわけ政治史の分野において、前述したような1970年代の研究成果は、今なおほとんど批判・修正されることなく通用している⁽⁹⁾。

そこで本稿では、このような研究状況を改善するための一環として、『マインツ文書集』に収録されている12世紀後期の証書史料の中から、その作成過程に問題のあるものとして、聖ペーター聖堂参事会⁽¹⁰⁾の証書を例としてとりあげる。そして、『マインツ文書集』の史料批判の成果を十分に吟味することで、12世紀後期のマインツ政治史に関する従来の研究成果を批判・修正し、さらなる新事実の発見に努めたい。そのうえで、最終的に12世紀の証書作成が担った効果・可能性、とくに政治戦略において果たした役割の一端を明らかにすることが、本稿の最終目的である。

II. 聖ペーター聖堂参事会長と聖ペーター聖堂参事会員の紛争

1. 『マインツ文書集』630番の証書と日付の問題

最初にここでとりあげる証書は、12世紀末期、マインツの聖ペーター聖堂参事会長選挙の紛争を扱ったものである。この紛争の顛末は、マインツ大司教コンラート（在位1161-1165年廃位／復位1183-1200年）が発給した『マインツ文書集』630番の証書において、以下のように詳しく記されている。

「聖堂参事会長ブルヒャルトが、マインツの聖ペーター聖堂参事会長職を自発的に返還したので、余はその職を聖堂参事会長ジークフリートに与えようと試みた。余の治世において、その職が空位になることはなかったため、その任命が余には許されていると考えたのである。しかし、前述の〔聖ペーター〕聖堂参事会員らは、この件で絶えず余に逆らった。彼らは自由選挙を享受すべきであり、それを証明できると主張したので、簡潔に言えば、それ〔自由選挙権〕は彼ら〔聖ペーター聖堂参事会員〕によって、十分に証明された。したがって、余の権威ある聖職叙任は法的有効性を失った。そのため、前述の〔聖ペーター〕聖堂参事会長は余から受け取ったすべてのものを返還しなければならず、それによって〔聖ペーター〕聖堂参事会は、完全な聖堂参事会長の自由選挙権を獲得した。しかし、やがて余の懇願と仲介を経て、〔聖ペーター〕聖堂参事会員らは選挙のために集まり、一致した同意によって、一致した声で、ジークフリートを〔聖ペーター〕聖堂参事会長に選出した。余はまた以下のことを知らせたい。前述の〔聖ペーター〕聖堂参事会員らはさらに余の面前で、前述の〔聖ペーター〕聖堂参事会長の助祭長区全域において、一般に余の収入と呼ばれていた本山税が、〔聖ペーター〕聖堂参事会とその食料庫の荒廃を改善するために、毎年、〔聖ペーター〕聖堂参事会に帰属すべきことを十分な証明を通じて主張した。それゆえ、あるときは過剰な証明がなされたが、あるときは余が〔聖ペーター〕聖堂参事会とその食糧庫の明白な窮乏を確かめたので、余は使徒聖ペトロへの畏敬と名誉のため、この権利を彼ら〔聖ペーター聖堂参事会員〕とその聖堂参事会に再び認め、余の承認に基づいて、〔この決定に〕永遠の法的有効性を与えた。⁽¹¹⁾」

この証書は聖ペーター聖堂参事会長選挙の紛争を解決するにあたって、マインツ大司教が聖ペーター聖堂参事会員の参事会長自由選挙権を認めたものである。その際、聖ペーター聖堂参事会長ブルヒャルトの辞任から、大司教による聖堂参事会長ジークフリートの指名、聖ペーター聖堂参事会員の反発によるジークフリートの一時解任、大司教の調停、聖堂参事会員の全会一致によるジークフリートの選出に至るまでの複雑な選挙紛争の過程が説明されている。

まず、この証書内容を吟味する前に、証書に記された日付の問題について言及したい。この証書自体には、発給地としてマインツの名が記され、その日付は1195年1月3日となっている。それにもかかわらず、『マインツ文書集』を編纂したアハトは、この証書を1196年1月3日に発給されたものと特定している。そして、この証書が1195年1月3日にマインツで発給されたものとは考えられない理由として、以下のような多くの理由を挙げている。まず、この証書の末尾には、

シチリア王ハイน์リヒ6世（皇帝在位1191-1197年）の統治期間にそれが発給されたことを示す記述がある。しかし、彼がシチリア王に即位したのは1194年12月25日であり、その知らせが1195年1月3日までにマインツに届いたと考えることは難しい⁽¹²⁾。また、この証書に記載されている証人の一人であるビューディンゲンのハルトマンは、1194年の春から1195年の4月までイタリアでハイน์リヒ6世に随行しており、1195年1月11日にはパレルモに滞在していたことが証明されている⁽¹³⁾。さらに、正確な月日は記されていないが、1195年に発給された『マインツ文書集』に収録されている625番の証書の証人欄に、聖ペーター聖堂参事会長ブルヒャルトの名前がある⁽¹⁴⁾。つまり、それは1195年1月3日の時点で、すでに聖ペーター聖堂参事会長職を辞任していたはずのブルヒャルトが、1195年に依然としてその聖堂参事会長職を保持していたときがあったことを示している。それゆえ、もし1195年1月3日までに、ジークフリートがブルヒャルトに代わって聖ペーター聖堂参事会長に就任していたとすれば、前述したようなこの聖堂参事会長職をめぐる複雑な選挙紛争の過程が、1195年初頭のわずか数日間でおきたことになってしまう。

以上のような理由から、『マインツ文書集』において、この証書が作成されたのは1195年1月3日ではないとされた。しかしながら、それでは、なぜアハトはこの証書の発行を1196年1月3日としたのだろうか。彼はこの問題の解決策として、年代計算法の相違を指摘している。すなわち、当時の帝国尚書局において通例になっていたのは、12月25日のクリスマスを年初とする方式 *Weihnachtsstil* であり、それはマインツでも一般に用いられていた。しかし、この証書においてはクリスマスではなく、その後の3月25日、受胎告知の日を年初とする方式 *Annunziationsstil* (*Calculus Florentinus*) の使用が想定されたのである。つまり、この方式で記された1195年1月3日の日付は、クリスマス方式または現行暦になおせば、1196年1月3日になるというわけである⁽¹⁵⁾。従来のマインツ史研究においては、このアハトが特定した日付が無批判に信用されてきたが、この証書の作成のときだけ別の年代計算法を用いるということが、果たしてありえるのだろうか。本稿では630番の証書に記された日付の問題について、別の何か重要な政治的理由があったと仮定したい。

さらに、この証書には前述したような日付の問題以外にも、非常に多くの不可解な点があることに注目しなければならない。たとえば、630番の証書は紛争過程の詳細が描かれているが、同時期にマインツ大司教によって発給された他の証書には、このような例はほとんど存在しない。さらに、奇妙なのは、マインツ大司教コンラートが聖ペーター聖堂参事会員の参事会長自由選挙権を承認し、それを証書でもって明文化していることである。本来、聖堂参事会の参事会長任命権は、前述の証書の訳文に「その任命が余には許されている」と記されているように、通例、マインツ大司教に帰属していた。これについてエーリングは、聖ペーター聖堂参事会員が単なる形式的な選挙権を主張したにすぎないとしている⁽¹⁶⁾。実際、紆余曲折はあったものの、最終的には大司教コンラートによって推挙されたジークフリートが、聖堂参事会長に就任しているからであ

る。しかし、聖ペーター聖堂参事会長は大司教区内にある一助祭長区 Archidiakonat⁽¹⁷⁾の管轄権を握り、しかも大司教の証書の証人欄には常に上位で姿を現す有力聖職者である。このような聖堂参事会長の自由選挙権が、聖堂参事会員に対し文書でもって確認された例は、少なくとも12世紀のマインツにおいて他に存在しない。また、この630番の証書は本山税 Cathedraticum⁽¹⁸⁾の聖堂参事会への譲渡を、明文でもって承認した唯一の例であることも注目し値する。実際、本山税の徴収権は、先にとりあげた証書の訳に「余の収入」と記されているように、本来大司教の権限に属していた。さらに、本山税付与の理由に関しても、この証書には聖ペーター聖堂参事会の財政的窮乏が立証されたため、聖堂参事会に本山税が与えられたことになっているが、そこには「あるときは過剰な証明がなされた」という不可解な記述がある。加えて、この630番の証書は文体・書体ともに他のコンラートの証書と関連性がなく、口述者・書記が誰なのか不明であることも、指摘しなければならない⁽¹⁹⁾。つまり、この証書の作成に対して、発給者である大司教とその尚書局が、極めて消極的であった可能性も否定できない。

2. 『マインツ文書集』658番の証書と追認証書

次に、従来の研究において、これまで述べてきた『マインツ文書集』630番の証書に記された選挙紛争との関連性が指摘されている、『マインツ文書集』658番の証書内容に注目したい。この証書によれば、ブルヒャルトに代わって、聖ペーター聖堂参事会長に就任したジークフリートは、1196年11月18日、長期にわたって聖堂参事会長と聖堂参事会員の間で争われてきたエルトヴィレの教区教会と、それに付随する十分の一税の徴収権（以下、エルトヴィレ教区権）を放棄し、それらを聖堂参事会員に譲渡した⁽²⁰⁾。この史料から、聖ペーター聖堂参事会長と聖堂参事会員の間には、選挙紛争以前から教会所領の帰属をめぐる争いがあったことが分かる。そして、マインツ史研究者であるエーリングやデーマントは先の選挙紛争の経過が、ジークフリートのこの決定に大きな影響を与えたと推測している。つまり、アハトが想定した日付を信じ、1195年末期から1196年1月3日まで、聖ペーター聖堂参事会長選挙をめぐる紛争があった。その際、マインツ大司教コンラートによって、ブルヒャルトの後継の聖堂参事会長として指名されたジークフリートは、聖ペーター聖堂参事会員らの反発によって、いったん解任されるまで追い込まれていた。最終的には聖ペーター聖堂参事会の全会一致の承認によって、ジークフリートの聖堂参事会長への選出が可能になった。しかし、このような出来事がジークフリートと大司教コンラートに、エルトヴィレ教区権の聖堂参事会への付与といった譲歩姿勢を強いることになったと考えられた⁽²¹⁾。しかし、このような従来の史料解釈においては、先に述べた630番の証書の日付に関する問題が、全く考慮されていない。

驚くべきはこの658番の証書内容が、即座にマインツ司教座聖堂参事会⁽²²⁾、マインツ大司教コンラートの証書によって追認され⁽²³⁾、1197年3月29日には教皇ケレスティヌス3世（在位1191-

1198年)までもが、聖ペーター聖堂参事会に追認証書を付与している点である⁽²⁴⁾。単なる一権限の委譲が、このように多くの上級聖職者によって公認されたのは、極めて異例なことである。これはエルトヴィレ教区権の聖ペーター聖堂参事会への委譲が、完璧に保証されるようになったことを意味する。そして、そのために聖堂参事会側がありとあらゆる上位権力者から、証書を獲得しようと尽力したことがうかがえる。さらに、ここでとくに見逃せないのは、マインツ司教座聖堂参事会と教皇ケレスティヌス3世が、追認証書を発給していることである。なぜなら、次に紹介する史料によって、両者もまたマインツ大司教コンラートと同様に、630番の証書に記された選挙紛争に関与していたことが判明するからである。

3. 『マインツ文書集』661番の教皇命令書

聖ペーター聖堂参事会会長ジークフリートと聖堂参事会員の紛争に関連する重要な内容を含んでいたにもかかわらず、従来の研究において全く考察されてこなかった史料がある。それは1196年12月12日、教皇ケレスティヌス3世が発行した『マインツ文書集』661番の命令書である。そこには、以下のような記述がある。

「親愛なる息子である聖ペーター聖堂参事会員らが訴えをおこしたので、汝ら〔ヒンメロート修道院長， トリーア司教座聖堂司祭長， トリーア司教座聖堂学校長〕は余が知った〔以下のこと〕を認識せよ。彼ら〔聖ペーター聖堂参事会員〕が恐怖とおどしによって驚愕して、エップシュタインのジークフリートを聖堂参事会長に選出するよう強制されたため、最終的に彼らは仲裁者として、すなわち親愛なる息子たち，〔マインツ〕司教座聖堂参事会会長コンラート， 聖アルバーン修道院長， 司教座聖堂司祭長， 司教座聖堂財産管理掛長， 司教座聖堂聖歌隊長， 司教座聖堂酒造掛長を信頼することで意見が一致した。しかし，ジークフリートは仲裁者らの命令によって、彼の望みどおり、彼ら〔聖ペーター聖堂参事会員〕の中から聖堂参事会長に選出されたものの、ジークフリートは前述の仲裁者らが命じたことを、全く守らなかった。それゆえ、前述の〔聖ペーター〕聖堂参事会員らは上訴のために余の審問を求めて、皇帝の宮廷書記で親愛なる息子フーゴーを〔教皇庁に〕派遣していたが、ジークフリートは出頭もせず、代理人を選んで派遣することもなかった。したがって、余にはこれらの件について、十分に真実が明らかになっていないので、余は汝らの裁量に対し、この教皇の書簡を通じて、当事者双方〔ジークフリートと聖ペーター聖堂参事会員〕が召集される限りにおいて、〔以下のことを〕命じる。教会法に沿うよう、汝らは彼らの間で上訴とそれに対する反論を判定し、裁判を行い、それを教会罰でもってよく監視すべし。もし、汝ら全員がこの実行されるべき事柄に参加できなかつたとしても、汝らのうち二人がそれを実行すべし。⁽²⁵⁾」

この命令書は、教皇がジークフリートの聖堂参事会長選挙の紛争を解決するため、教皇使節としてヒンメロート修道院長， トリーア司教座聖堂司祭長， トリーア聖堂学校長の派遣を命令したも

のである。すでに紹介された630番の証書と、この教皇命令書の内容をまとめれば、以下のよう
に選挙紛争過程の推移を再構成できる。

- ① 聖ペーター聖堂参事会長ブルヒャルトの辞任
- ② マインツ大司教コンラートが、聖ペーター聖堂参事会長にジークフリートを任命
- ③ ジークフリート就任に対する聖ペーター聖堂参事会員の抵抗
- ④ 聖ペーター聖堂参事会員の依頼に基づく、マインツ司教座聖堂参事会員らの仲裁
- ⑤ 仲裁者らの命令に基づく、聖ペーター聖堂参事会員によるジークフリート選出
- ⑥ 聖ペーター聖堂参事会員による教皇庁への上訴手続
- ⑦ 聖ペーター聖堂参事会長ジークフリートの一時解任
- ⑧ マインツ大司教コンラートの調停
- ⑨ 聖ペーター聖堂参事会員によるジークフリートの聖堂参事会長への選出

630番の証書に記されたのは①から③と⑦から⑨までであり、さらに、教皇命令書によって、④
から⑥までの紛争過程を知ることができた。

ここで再び630番の証書の日付が問題になる。先にも述べたように、この選挙紛争過程の最初
に、聖ペーター聖堂参事会長を辞任したブルヒャルトは、少なくとも1195年の内に、聖堂参事会
長に就いていた時期があった。それゆえ、もし、この⑨の決定にまで至った630番の証書の1195
年1月3日という日付を信じるならば、1195年初頭のわずか数日間で、①から⑨までの出来事が
すべて起こったことになる。それが不可能であることはいうまでもない。また、教皇命令書の日
付は、1196年12月12日になっている。1195年1月3日に完全に解決されたはずの聖ペーター聖堂
参事会長選挙（⑨）の審査が、約二年後に教皇によって命じられたということも、想定しがたい。
さらに注目すべきは、この教皇命令書が630番の証書に記されたジークフリートの一時解任（⑦）
から、大司教コンラートの調停（⑧）に基づくジークフリートの聖堂参事会長選出（⑨）に至る
過程を、全く伝えていないことである。すなわち、教皇側は1196年12月12日の時点で、630番の
証書に記された選挙紛争の実情について、何一つ把握していなかったことになる。

次に問題になるのは、この教皇命令書に記された聖ペーター聖堂参事会の上訴理由に関する不
可解な記述である。この命令書によれば、ジークフリートの選出を強制された聖ペーター聖堂参
事会員は、聖アルバーン修道院長とマインツ司教座聖堂参事会員らに仲裁を依頼したが、結局、
この仲裁者らの命令によって、ジークフリートは聖ペーター聖堂参事会員によって選出されるこ
とになった。しかし、命令書によれば、「ジークフリートは前述の仲裁者らが命じたことを、全
く守らなかった」ため、聖ペーター聖堂参事会が上訴の手続を開始したことになる。しか
し、ジークフリートが何を守らなかったのかについては、命令書に記されていない。仲裁者側は
ジークフリートを支持しており、両者の間に大きな問題があったとは考えにくい。教皇庁側も、
命令書の文面から判断する限り、紛争の実情を十分に把握していないようである。

また、この教皇命令書の伝承状況にも問題がある。この命令書の受取人はヒンメルロート修道院長、トリーア司教座聖堂司祭長、トリーア司教座聖堂学校長の三人であった。しかし、それはヒンメルロート修道院にも、トリーア司教座聖堂参事会にも伝承されず、聖ペーター聖堂参事会のみがこの命令書を所持して、後世に伝えているのである⁽²⁶⁾。

さらに注目すべき事柄として、先にとりあげた『マインツ文書集』658番の証書内容を、教皇ケレスティヌス3世が1197年3月29日に追認していたことを思い出してほしい。つまり、教皇は661番の命令書を1196年12月12日に発行してから、わずか三ヶ月後には、まるで何事もなかったかのように、658番に記された聖ペーター聖堂参事会長ジークフリートによるエルトヴィレ教区権の聖堂参事会への移譲を追認していた⁽²⁷⁾。審査の対象となっていたジークフリートの決定を承認したということは、この時点で、彼の聖ペーター聖堂参事会長への就任が、すでに教皇によって正式に認可されていたと考えられる。命令書を発行してからわずか三ヶ月後の出来事であったことを考えれば、教皇使節による選挙紛争の調停はほとんど行われず、選挙問題は即座に解決されたと見ていいだろう。

4. 証書の日付のバックデート

以上のように、本稿ではこれまで聖ペーター聖堂参事会長と聖堂参事会員の選挙紛争、およびそれに関連する証書について、いくつかの不可解な点を挙げてきた。それでは、このような問題はなぜ発生したのか、そして、その背景には一体何があったのかが考察されなければならない。本稿ではこの選挙紛争に関する教皇の審査命令が、1196年12月12日に出されたことに注目し、以下のような仮説を提示したい。まず、教皇命令書の日付から、聖ペーター聖堂参事会長の選挙をめぐる紛争が、おそらく1196年の大部分の期間においても、なお継続していた可能性がある。そして、聖ペーター聖堂参事会員の上訴手続きこそが、命令書発行直前である1196年11月18日に実行された、聖堂参事会長ジークフリートによるエルトヴィレ教区権の聖堂参事会員への譲渡に影響を与えたのではないだろうか。つまり、教皇庁の選挙紛争への介入を恐れ、このとき初めてジークフリートと彼を支持していたマインツ大司教コンラートとマインツ司教座聖堂参事会は、事態の早期解決のために、聖ペーター聖堂参事会員との和解に全力をかたむけた。しかし、1196年12月12日、教皇ケレスティヌス3世が、聖ペーター聖堂参事会長ジークフリートの選挙を調査するよう命令を下してしまった。そのため、聖ペーター聖堂参事会長選挙の紛争の詳細を記した630番の証書が、まさにこのとき、急遽作成されたのではないだろうか。すなわち、630番の証書は、その証書に記された1195年1月3日でも、アハトが想定した1196年1月3日でもなく、1196年12月12日以降に作成され、その際、証書の日付がバックデートされていた。そのように解釈すれば、これまで述べてきた証書の日付、および様々な証書内容の不可解な点に関しても、納得のいく説明ができる。

つまり、選挙紛争の詳細な過程と、聖ペーター聖堂参事会の自由選挙権の確認が示された630番の証書は、教皇の命令にしたがって、このときマインツに派遣された教皇使節に対し、ジークフリート選出の過程を説明し、その正当性を立証するための証拠として利用された。そして、証書の日付を1195年1月3日に遡らせたのは、聖ペーター聖堂参事会の上訴手続を無効にするためであった。つまり、選挙問題自体が上訴手続以前に、すでに解決していたことを既成事実化する目的があったと考えられる。これによって、マインツ大司教コンラートとジークフリートは、聖ペーター聖堂参事会長の選挙に対する教皇庁の干渉を平和裡に阻止しようとした。また、聖ペーター聖堂参事会員側も、この630番の証書を付与されることによって、大司教コンラートと聖堂参事会長ジークフリートから、さらに多くの恩恵を引き出すことができた。すなわち、エルトヴィレ教区権の獲得に続き、聖堂参事会長自由選挙権と本山税の徴収権までもが、聖ペーター聖堂参事会に証書でもって承認されたのである。

その結果、それまでマインツ大司教コンラートとジークフリートに反抗し、マインツ司教座聖堂参事会員らの仲裁決定にも従わず、教皇庁への上訴に固執していた聖ペーター聖堂参事会は、もはや教皇庁の介入を必要としなくなった。それゆえ、彼らはマインツ大司教コンラートやジークフリートの意向どおり、630番の証書によって選挙紛争が合法的に解決されたことを教皇使節に証明し、さらに自らが行った上訴手続を完全に無効化するために、教皇使節から教皇の命令書を引き取ったのであろう。こうして選挙紛争は完全に解決し、ジークフリートの聖ペーター聖堂参事会長への選出は、その後、教皇によっても即座に認可されることになった。

おわりに

12世紀の証書には、客観的な権利の保証物といった性格だけでなく、権利獲得を既成事実化するための道具として利用される側面もあった。ここで指摘したいのは、証書の偽造、改竄といった問題以外に、日付のバックデートという可能性があったことである。それによって、本稿で紹介した『マインツ文書集』630番の証書は、聖ペーター聖堂参事会の聖堂参事会長自由選挙権と本山税徴収権を明文化しただけでなく、教皇庁の聖ペーター聖堂参事会長選挙への介入を終了させる戦略的役割を担ったのである。

このような630番の証書の作成理由・過程から明らかになったのは、12世紀における証書の作成が、発給者と受給者の共通利害に基づき、共同で行われえたことである。事実、このときなされた証書の日付のバックデートは、発給者・受給者双方にとって、実益をもたらすものであった。しかし、当該の政治的情勢によっては、本来、証書を作成するはずの発給者側ではなく、受給者側に証書作成の主導権が握られ、受給者側の実益をより重視した証書が発給される可能性もあった。とくに聖ペーター聖堂参事会による聖堂参事会長自由選挙権・本山税徴収権の獲得は、その良い例である。実際、630番の証書に大司教尚書局の書記が関与した形跡がないのは、まさにこ

の証書の作成が、受給者である聖ペーター聖堂参事会の主導下で行われたからであろう。すなわち、聖ペーター聖堂参事会は有益な証書の獲得に従事するだけでなく、当時における統治者側の尚書局の不備を利用し、また、巧みな政治的駆け引きを通じて、受給する証書の作成にも深く関与することができた。その結果、彼らは12世紀後期に自らの権威・権利の正統性を、効果的に築き上げることに成功したのである。

注

- (1) J. Hartmann, Urkunden. Allgemeine Entwicklung des Urkundenwesens, in: F. Beck, E. Hennig (Hrsg.), Die archivalischen Quellen. Mit einer Einführung in die Historischen Hilfswissenschaften, Köln 2003, S. 9, 14-16, 22, 23-24; A.v. Brandt, Werkzeug des Historikers. Eine Einführung in die Historischen Hilfswissenschaften, Stuttgart 1986, S. 85, 95-96; 池上俊一「暦学」高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』東京大学出版会, 2005, pp. 86-87.
- (2) Mainzer Urkundenbuch 2, 1 (1137-1175), bearbeitet von P. Acht, Darmstadt 1968.
- (3) Mainzer Urkundenbuch 2, 2 (1176-1200), bearbeitet von P. Acht, Darmstadt 1971. (以下 MUB 2)
- (4) W. Schöntag, Untersuchungen zur Geschichte des Erzbistums Mainz unter den Erzbischöfen Arnold und Christian I. (1153-1183), Darmstadt/Marburg 1973.
- (5) S. Oehring, Erzbischof Konrad I. von Mainz im Spiegel seiner Urkunden und Briefe (1161-1200), Darmstadt/Marburg 1973.
- (6) Schöntag, Untersuchungen zur Geschichte des Erzbistums Mainz, S. 3; Oehring, Erzbischof Konrad I. von Mainz, S. 5.
- (7) L. Falck, Mainz im frühen und hohen Mittelalter. Mitte 5. Jahrhundert bis 1244, Düsseldorf 1972.
- (8) D. Demandt, Stadtherrschaft und Stadtfreiheit im Spannungsfeld von Geistlichkeit und Bürgerschaft in Mainz (11.-15. Jahrhundert), Wiesbaden 1977.
- (9) たとえば、1998年にマインツ都市史、2000年にはマインツ教会史の研究をまとめた概説書が刊行された。しかし、その中で12世紀後期の政治史に関する叙述は、1970年代までの研究成果とほとんど変わっていない。F. Dumont, F. Scherf, F. Schütz (Hrsg.), Mainz. Die Geschichte der Stadt, Mainz 1998; F. Jürgensmeier (Hrsg.), Handbuch der Mainzer Kirchengeschichte 1. Christliche Antike und Mittelalter, Würzburg 2000.
- (10) 本稿で言及される聖堂参事会 Stift とは、司教座聖堂参事会 Domstift 以外の在俗聖堂参事会を指す。
- (11) *cum prepositus Burchardus preposituram ecclesie beati Petri in Mag(untia) sponte resignasset, nos eam – illud nobis licere putantes, quia temporibus nostris illam vacare non contigerat – preposito Sifrido attemptavimus conferre. Fratres vero antefata ecclesie in hoc nobis usque resistentes libera electione se debere gaudere et hoc se posse probare asseverabant et, ut succincte dicamus, suffitienter hoc ab ipsis est probatum. Collatione itaque nostra robur auctorabile non habente iamdictum prepositum, quicquid a nobis receperat, oportuit resignare et ecclesia electionis sue libertatem optinuit illibatam. Postmodum tamen eisdem fratribus ad electionem considentibus per nostre petitionis interventum eundem S. unanimi consensu voce concordi in eandem preposituram elegerunt. Innotescere quoque volumus, quod sepe dicti fratres suffitienti preterea coram nobis optinuerunt probatione, quod per universum pretaxate prepositure archidiaconatum kathedraticum anno, qui vulgariter „exitus noster“ vocatur, ecclesie ipsorum ad ipsius et officinarum eius ruinas resartiendas deberet attinere. Nos igitur tum propter eorum habundantem probationem tum propter ecclesie et officinarum eius manifestas necessitates, quas vidimus, ob beati Petri apostoli reverentiam et honorem ius tale ipsis et ecclesie recognovimus nostro*

- assensu robur perhenne adhibentes* : MUB 2, Nr. 630, S. 1029-1030.
- (12) MUB 2, Nr. 630, S. 1029-1030.
- (13) MUB 2, Nr. 630, S. 1029-1030; Regesta Imperii 4, 3, nach J.F. Böhmer, neubearbeitet von G. Baaken, Köln/Wien 1972, Nr. 394, 395, S. 161-162.
- (14) MUB 2, Nr. 625, S. 1023.
- (15) MUB 2, Nr. 630, S. 1029. 年代計算法については, H. Enzensberger, Calculus Florentinus (Pisanus), in: Lexikon des Mittelalters 2, München/Zürich 1983, Sp. 1393-1394; P.-J. Schuler, Jahr, in: Lexikon des Mittelalters 5, München/Zürich 1991, Sp. 276-277.
- (16) Oehring, Erzbischof Konrad I. von Mainz, S. 18.
- (17) 12世紀にマインツ大司教区は18の助祭長区に分割され, それぞれの管区で助祭長が大司教に代わって教会裁判を担当した。また, マインツの諸在俗聖堂参事の参事会長は, このような助祭長を兼任していた。G. May, Geistliche Ämter und kirchliche Strukturen, in: F. Jürgensmeier (Hrsg.), Handbuch der Mainzer Kirchengeschichte 2. Erzstift und Erzbistum Mainz. Territoriale und kirchliche Strukturen, Würzburg 1997, S. 507, 511, 512.
- (18) 毎年, 司教区の聖職者が司教に支払った税のこと。P. Landau, Cathedraticum, in: Lexikon des Mittelalters 2, München/Zürich 1983, Sp. 1575-1576を参照。
- (19) MUB 2, Nr. 630, S. 1029.
- (20) MUB 2, Nr. 658, S. 1074-1075.
- (21) Oehring, Erzbischof Konrad I. von Mainz, S. 27, 47; Demandt, Stadtherrschaft und Stadtfreiheit, S. 27.
- (22) MUB 2, Nr. 659, S. 1075-1076.
- (23) MUB 2, Nr. 660, S. 1077-1078.
- (24) MUB 2, Nr. 680, S. 1114.
- (25) *Dilectis filiis fratribus ecclesie sancti Petri Maguntini conquerentibus nos accelpisse noveritis, quod, cum ipsi terroribus minisque perterriti ad eligendum Sifridum de Eppenstein in prepositum cogerentur, tandem in arbitros, scilicet dilectos filios C. maiorem prepositum, . . . abbatem sancti Albani, . . . decanum, . . . custodem, . . . cantorem et . . . cellerarium maioris ecclesie Maguntine, fide interposita compromiserunt. Sed cum prefatus S. de mandato arbitrorum electus ab eis fuisset in prepositum, ut obtabat, quod ei prefati arbitri preceperunt, neglexit penitus observare, pro quo prefati canonici nostram audientiam appellarunt ad prosequendam appellationem dilectum filium Hug(onem) imperialis aule notarium destinantes, licet idem S. nec venerit nec sufficientem pro se direxerit responsalem. Quoniam igitur nobis super hiis plene non potuit de veritate constare, discretioni vestre per apostolica scripta mandamus, quatenus partibus convocatis, quod canonicum fuerit, inter eos appellatione et occasione postposita statuatis et faciatis iudicium, quod recte tuleritis, per censuram ecclesiasticam firmiter observari; quodsi omnes hiis exequendis nequiveritis interesse, duo vestrum ea nichilominus exequantur.* : MUB 2, Nr. 661, S. 1079.
- (26) MUB 2, Nr. 661, S. 1078.
- (27) MUB 2, Nr. 680, S. 1114.